

第9章 保健医療従事者の確保対策

1 医師、歯科医師、薬剤師

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 医 師</p> <p>(1) 医師法第6条第3項による医師の届出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県を従業地としている医師の届出数（平成26(2014)年12月31日現在）は、15,927人で前回調査の平成24年に比べ377人増加しており、そのうち病院及び診療所の医師もそれぞれ増加しています。 しかし、人口10万対の医師数を全国と比較すると、医師の届出数は全国244.9人に対し本県213.6人、病院に従事する医師は全国153.4人に対し本県132.0人、診療所に従事する医師は全国80.2人に対し本県70.1人といずれも下回っています。（表9-1-1） ○ 医療圏別の人口10万対の医師数をみると、名古屋医療圏(307.8人)及び尾張東部医療圏(382.5人)は県数値を大きく上回っていますが、他の10医療圏では県数値を下回っています。（表9-1-2） <p>(2) 医師の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県では4大学に医学部が設置されており、入学定員は444人となっています。（表9-1-3） ○ 国においては、平成16(2004)年4月から、医師としての人格を涵養し、基本的な診療能力を習得させることを基本理念とする新たな臨床研修(2年)が必修化されました。 ○ 本県では、56施設(平成28(2016)年4月1日現在)が臨床研修病院に指定されており、平成28(2016)年度に採用された研修医数は466人となっています。（表9-1-4） ○ 平成30(2018)年度から19の診療領域による新たな専門医制度が、第三者機関の一般社団法人日本専門医機構の所管により開始されます。 <p>(3) 病院勤務医の不足の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県においては、平成29(2017)年6月末現在、県内323病院中20.1%にあたる65病院で医師不足のために診療制限が行われており、引き続き深刻な影響が生じています。（表9-1-5） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の医師数自体は年々増加しているものの全国平均を下回っており、また、医療圏ごとに偏在が見られます。 ○ 新たな専門医制度では、地域の医療関係者により構成される地域医療支援センター運営委員会における協議を踏まえ、医師の地域偏在及び診療科の偏在の拡大を招くことがないように努める必要があります。 ○ 病院勤務医の勤務環境改善に向けた取組や、女性医師の離職を防ぐためのキャリア継続支援などさらなる対策が必要とされています。

- 全ての医療圏において診療制限が行われています。また、都市部の名古屋医療圏においても、診療制限を行っている病院が相当数（132病院中 22病院）にのぼっています。（表 9-1-5）
 - この病院勤務医の不足の原因として、
 - ・ 平成 16(2004)年 4月から始まった「新医師臨床研修制度」による大学医学部の医師派遣機能の低下
 - ・ 夜間・休日における患者の集中などによる病院勤務医の過重労働
 - ・ 女性医師の出産・育児等による離職
 - ・ 産科などの診療科における訴訟リスクに対する懸念
 - ・ 医療の高度化・専門化による、総合医のような幅広く診ることのできる医師の不足などの問題が指摘されています。
 - 国は、医師数そのものを増加させるため、大学医学部の入学定員を平成 19(2007)年度の 7,625人から平成 29(2017)年度には 9,420人まで増員させており、本県 4大学の医学部入学定員は、平成 20(2008)年度の 380人から平成 28(2016)年度には 64人増員され 444人となっています。（表 9-1-3）

平成 28(2016)年度の診療報酬改定において、チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取組等による医療従事者の負担軽減等に向けた評価の引き上げなどの対策が実施されています。
- (4) 地域医療支援センター等
- 本県では、平成 27(2015)年 4月に地域医療支援センターを設置し、地域医療介護総合確保基金を活用して、ドクターバンク事業を始め、先進的医療技術の研修を実施する県内 4大学病院等への支援、医師不足地域の病院に医師を派遣する病院への支援、知事が指定した医療機関への勤務を償還免除要件とした医学生に対する修学資金の貸与、女性医師のキャリア継続支援などの医師確保対策を実施しています。
 - 医師不足対策のため、卒業後、地域の医療機関で一定期間従事する条件で医学部に入学する地域枠の制度があり、本県では、平成 29(2017)年度までに 157名が入学しています。（表 9-1-6）
 - 医師不足の問題は、臨床研修や診療報酬といった制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多いため、病院の勤務環境改善への取組や救急医、小児科医、産科医など病院勤務医の労働が正しく評価されるような診療報
- 医師養成数を増加させるだけではなく、病院勤務医が不足している地域や診療科に勤務し、地域医療に貢献する医師を養成することが必要になります
 - 国において抜本的な対策が実施されることが求められるとともに、県としても、国と連携しながらできる限りの対策を実施していく必要があります。
 - 大学所在地の都道府県出身者が、臨床研修修了後、そのまま同じ都道府県で定着する割合が高いことから、地域枠による入学者は、原則として、地元出身者に限定することが必要です。
 - 地域枠制度の学生が卒業することで、地域で勤務する医師が増加していくため、適切なキャリア形成が確保できるよう、大学医学部や大学病院と十分連携して、就業義務年限や勤務地、診療科などを定めた地域枠医師のキャリア形成プログラムを作成する必要があります。

酬体系の見直しを行うことなど抜本的な対策を実施するよう国に働きかけています。

- 平成28(2016)年2月に医療勤務環境改善支援センターを設置し、愛知労働局が行う医療労務管理支援事業と一体となって、医療従事者の勤務環境の改善に取り組む医療機関を支援しています。

2 歯科医師

(1) 歯科医師法第6条第3項による届出状況

- 本県を従業地としている歯科医師の届出数(平成28(2016)年12月31日現在)は、5,683人で前回調査の平成26年に比べ102人増加しています。(表9-1-1)
- 人口10万対歯科医師数でみると75.7人となっており、全国の82.4人を下回っています。
また、医療圏別では、名古屋医療圏が多く96.7人、海部医療圏が43.5人と少ない状況になっています。(表9-1-2)
- 海部、東三河北部医療圏では1~2人の町村があり、豊根村は従業歯科医師がいない状況です。
また、西三河北部、東三河北部医療圏を中心に無歯科医地区(平成26(2014)年10月現在)が32地区あります。

(2) 歯科医師の養成

- 本県では1大学に歯学部が設置されており、平成28年度入学定員は125人となっています。(表9-1-3)
- 国においては、平成18年4月から、歯科医師としての人格を涵養し、基本的な診療能力を身につけることを基本理念とした、臨床研修(1年)が必修化されました。
平成28年度研修は、募集定員212人に対して、研修者数115人です。(表9-1-4)

3 薬剤師

- 薬剤師法第9条による、本県を従業地としている薬剤師の届出数は14,684人(平成28(2016)年12月31日現在)で、人口10万対では全国平均を下回っていますが、増加傾向が続いています。(表9-1-6)
- 薬局従事者は8,916人で、届出者の約半数を占めています。(表9-1-6)
- 患者本位の医薬分業を推進するために、かかりつけ薬剤師の育成が必要です。
- 平成17(2005)年度から金城学院大学及び愛知学院大学に薬学部が設置され、計4大学の入

- 県全体では、国が目標としてきた人口10万対50人確保を達成しており、全ての医療圏で50人を超えています。医師と同様に地域によっては低いところがあるなど偏在の問題があります。

- 無歯科医地区等での歯科保健対策の充実強化を図るとともに、歯科医師の確保が課題です。

- かかりつけ薬剤師を育成するために、薬物治療等の基本的な知識の習得とともにコミュニケーション能力の向上を図る研修を、地域の薬剤師会や薬業団体と連携しながら開催していく必要があります。

- かかりつけ薬剤師を育成するために、薬物療法に係る最新の知識の習得とともに

- 学定員は660人です。(表9-1-7)
- 平成18(2006)年度から薬学部が6年制教育課程に移行し、平成24(2012)年4月に初めて6年制薬剤師が誕生しています。

に在宅対応やコミュニケーション能力の向上を図る研修を、地域の薬剤師会や薬業団体と連携しながら開催していく必要があります。

【今後の方策】

- 医師確保については、次の施策を実施するとともに、地域医療支援センター運営委員会等において新たな医師確保対策について検討していきます。

区 分	県の施策
病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師無料職業紹介事業（ドクターバンク）の実施 ・ 病院が新たに創設する救急勤務医の休日・夜間の手当に対する補助 ・ 新生児集中治療室において新生児を担当する医師の手当に対する補助 ・ 地域の中小産婦人科医療機関で、帝王切開を行った医師に対する補助 ・ 地域でお産を支える産科医等の分娩手当に対する補助 ・ 医療勤務環境改善支援センター事業の実施
医師不足地域や診療科の病院勤務医の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師派遣を行う病院が医師不足地域の病院に対し、医師を派遣することにより得られなくなった利益相当分の補助 ・ 知事が指定した医療機関への勤務を償還免除要件とした修学資金の医学生に対する貸与 ・ 地域医療、精神医療等を担う医師の養成を目的とした講座の大学への設置の支援（名古屋大学医学部、名古屋市立大学医学部、愛知医科大学医学部、藤田保健衛生大学医学部） ・ 地域枠医師のキャリア形成プログラムの作成及びその適切な運用
女性医師の働きやすい職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院内保育所の運営費に対する補助 ・ 女性医師のキャリア継続を支援するために、女性医師のキャリア教育を推進すること、職場を離れた女性医師等の復職に対する支援、短時間勤務等を取り入れる医療機関への助成など、女性医師が育児をしながら働くことができる体制整備

- 国に対して、病院勤務医不足の問題の解決に向けた抜本的対策の実施を働きかけていきます。
- 医薬分業、在宅医療の進展等に伴い、地域の需要に即したかかりつけ薬剤師の確保と質の向上を目指します。

表9-1-1 医師数等の推移（毎年末）

区 分	16年	18年	20年	22年	24年	26年	28年
本県医師数	13,295	14,042	14,420	15,072	15,550	15,927	16,410
本県人口10万対	184.9	192.1	194.8	203.4	209.6	213.6	218.6
全国人口10万対	211.7	217.5	224.5	230.4	237.8	244.9	251.7
うち医療施設の従事者	12,577	13,208	13,574	14,206	14,712	15,065	15,595
本県人口10万対	174.9	180.7	183.4	191.7	198.7	202.1	207.7
全国人口10万対	201.0	206.3	212.9	219.0	226.5	233.6	240.1
病院の従事者	7,932	8,431	8,704	9,129	9,519	9,839	10,231
本県人口10万対	110.3	115.4	117.6	123.2	128.2	132.0	136.3
全国人口10万対	128.2	131.7	136.5	141.3	147.7	153.4	159.4
診療所の従事者	4,645	4,777	4,870	5,077	5,193	5,226	5,364
本県人口10万対	64.6	65.4	65.8	68.5	69.9	70.1	71.5
全国人口10万対	72.8	74.5	76.5	77.7	78.8	80.2	80.7
本県歯科医師数	4,961	4,978	5,189	5,363	5,550	5,581	5,683
本県人口10万対	69.0	68.1	70.1	72.4	74.7	74.9	75.7
全国人口10万対	74.6	76.1	77.9	79.3	80.4	81.8	82.4

資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

表9-1-2 医師・歯科医師従業地別届出数（平成28年末）

医療圏	医 師			歯 科 医 師			人口 H28.10.1
	届出数	人口10万対	うち医療施設従事者	届出数	人口10万対	うち医療施設従事者	
名古屋・尾張中部	7,227	292.3	6,788	2,392	96.7	2,291	2,472,695
海 部	465	141.3	452	143	43.5	140	328,993
尾 張 東 部	1,849	393.4	1,761	367	78.1	364	470,054
尾 張 西 部	942	182.1	926	346	66.9	330	517,328
尾 張 北 部	1,231	167.6	1,182	510	69.4	506	734,452
知 多 半 島	941	150.9	889	392	62.9	385	623,677
西 三 河 北 部	761	156.2	718	291	59.7	287	487,062
西 三 河 南 部 東	580	136.9	530	282	66.6	273	423,728
西 三 河 南 部 西	1,127	162.4	1,103	441	63.5	437	694,102
東 三 河 北 部	72	128.9	68	36	64.4	36	55,863
東 三 河 南 部	1,215	173.6	1,178	483	69.0	476	699,737
愛 知 県	16,410	218.6	15,595	5,683	75.7	5,525	7,507,691
全 国	319,480	251.7	304,759	104,533	82.4	101,551	-

資料：平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

注：人口10万対の人口は「あいちの人口」を用いています。

表9-1-3 医学部、歯学部設置状況

名 称	設置者	入学定員						
		20年度	21年度	22・23年度	24・25年度	26年度	27年度	28年度
名古屋大学医学部	国立大学法人	100人	108人	112人	112人	112人	112人	112人
名古屋市立大学医学部	名古屋市	80人	92人	95人	95人	95人	97人	97人
愛知医科大学医学部	学校法人	100人	105人	105人	110人	110人	113人	115人
藤田保健衛生大学医学部	学校法人	100人	110人	110人	110人	110人	115人	120人
計	-	380人	415人	422人	427人	427人	437人	444人
愛知学院大学歯学部	学校法人	128人	128人	128人	128人	125人	125人	125人

表9-1-4 医師臨床研修の状況

区 分	医師		歯科医師	
	募集定員	採用実績	募集定員	採用実績
平成 21 年度研修	699 人	493 人	185 人	147 人
平成 22 年度研修	584 人	496 人	191 人	137 人
平成 23 年度研修	580 人	493 人	195 人	158 人
平成 24 年度研修	572 人	461 人	197 人	147 人
平成 25 年度研修	542 人	455 人	200 人	137 人
平成 26 年度研修	516 人	452 人	207 人	103 人
平成 27 年度研修	539 人	461 人	209 人	108 人
平成 28 年度研修	543 人	466 人	212 人	115 人
平成 29 年度研修	568 人	468 人		

採用実績は厚生労働省医政局医事課及び歯科保健課調べ

表9-1-5 医師不足のため診療制限している病院（平成29年6月末）

1 全体の概要

【単位：病院】

2 次医療圏	医師不足のため資料制限している病院		
名古屋・尾張中部	22	132	(16.7%)
海部	3	11	(27.3%)
尾張東部	4	19	(21.1%)
尾張西部	3	20	(15.0%)
尾張北部	9	25	(36.0%)
知多半島	5	19	(26.3%)
西三河北部	4	18	(22.2%)
西三河南部東	3	15	(20.0%)
西三河南部西	5	23	(21.7%)
東三河北部	1	5	(20.0%)
東三河南部	6	36	(16.7%)
計	65	323	(20.1%)

注) 診療制限している病院数/各区分の病院総数

2 主な診療科ごとの状況

診療科	病院数		
産婦人科	10	61	(16.4%)
小児科	12	120	(10.0%)
精神科	13	104	(12.5%)
内科	28	283	(9.9%)
整形外科	18	195	(9.2%)
外科	7	178	(3.9%)
麻酔科	7	111	(6.3%)

注) 診療制限している病院数/診療科標榜病院数

表9-1-6 地域枠医学生の入学者数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
名古屋大学	3人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	3人
名古屋市立大学	2人	5人	5人	5人	5人	5人	7人	7人	7人
愛知医科大学				5人	5人	5人	8人	10人	10人
藤田保健衛生大学							5人	10人	10人
合計	5人	10人	10人	15人	15人	15人	25人	32人	30人

※入学者の状況であり、退学者の状況は反映していない。

表9-1-7 地域枠医学生の卒業後の進路

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
臨床研修1年目	5人	7人	11人
臨床研修2年目		5人	7人
後期研修			4人
地域赴任			1人

表9-1-6 従事薬剤師数の推移（毎年末）

年	届出数	人口10万人対(全国)	薬局従事(薬局数)	病院・診療所従事
平成16	11,465人	159.4 (189.0)	6,029人 (2,759施設)	2,291人
平成18	12,059人	165.0 (197.6)	6,484人 (2,799施設)	2,375人
平成20	12,716人	171.8 (209.7)	7,106人 (2,900施設)	2,412人
平成22	13,202人	178.1 (215.9)	7,600人 (2,957施設)	2,499人
平成24	13,426人	180.8 (219.6)	7,951人 (3,055施設)	2,574人
平成26	14,056人	188.5 (226.7)	8,385人 (3,193施設)	2,743人
平成28	14,684人	195.6 (237.4)	8,916人 (3,278施設)	2,941人

資料：医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)

注：薬局数は毎年度末（愛知県健康福祉部調べ）

表 9-1-7 薬学部設置状況

(平成28年度募集)

名称	設置者	所在地	修業年限	入学定員
名古屋市立大学薬学部	名古屋市	名古屋市瑞穂区	6年	60人
			4年	40人
名城大学薬学部	学校法人	名古屋市天白区	6年	265人
金城学院大学薬学部	学校法人	名古屋市守山区	6年	150人
愛知学院大学薬学部	学校法人	名古屋市千種区	6年	145人

資料：薬科大学（薬学部）学科別一覧（文部科学省）

用語の解説

- 地域医療支援センター
医師の地域偏在を解消するため、医療機関の関係者に対し、医師確保に関する相談に応じ、助言・その他の援助を行うとともに、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援を行う。
- 医療勤務環境改善支援センター
医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、勤務環境改善マネジメントシステム（PDCA サイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組み）の導入を支援するなど、医療勤務環境の改善に取り組む医療機関の支援を行う。
- 新たな専門医制度
内科、外科などの各専門領域の学会の方針に基づき認定される専門医制度を改め、新たに設立された日本専門医機構のもと、領域間における専門医の水準のバラツキを解消するため、標準的な研修の仕組みを作り、専門医の質の向上を図る制度。
- 医師臨床研修制度
診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければなりません。
- 歯科医師臨床研修制度
診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければなりません。

2 看護職員

【現状と課題】

現 状

1 就業看護職員の状況

- 平成28(2016)年に実施した「看護業務従事者届」の状況では、届出数(実人員)は77,538人で、前回(平成26(2014)年)の73,551人から3,987人(5.4%)増加しています。(表9-2-2)
- 職種別では、看護師が4,374人(8.1%)、助産師が174人(8.5%)、保健師が212人(9.1%)それぞれ増加しましたが、准看護師は773人減少(5.1%)しています。
また、就業場所としては、病院と診療所が合わせて81.9%で、介護保険関係施設は7.0%となっています。
職種別にみると、保健師は67.5%が公的機関である保健所・市町村に勤務しています。
- 看護職員の就業先は、介護保険施設、訪問看護ステーション等にも広がっています。

2 看護職員需給見通し

- 平成22(2010)年12月に策定した「第7次看護職員需給見通し」(常勤換算)によると、看護職員の充足率は、平成23(2011)年の94.0%から、平成27(2015)年には98.9%と年々向上しています。(表9-2-1)
- 2025年に向けた平成30(2018)年度以降の「第8次看護職員需給見通し」は、全国的な推計方法を用いて平成30(2018)年度に策定する予定です。

3 看護職員養成状況

- 看護師等学校養成所の入学定員の状況を見ると、看護師養成定員は増加傾向、准看護師養成定員は横ばい傾向になっております。学校の種類別では、大学での養成が増加し、養成所での養成は減少傾向にあります。
なお、今後は、看護師養成定員は同様に推移しますが、准看護師養成定員は減少傾向にあるものと見込んでいます。(表9-2-3)

課 題

- 看護業務従業者は年々増加していますが、引き続き計画的かつ安定的な確保を図る必要があります。また、少子高齢化の更なる進行や医療の高度化などにより、患者のニーズに応じたより質の高い看護が求められています。
- 看護職員を安定的に確保する上で、新卒就業者数が最も重要な位置を占めるため、県立の看護専門学校等での養成を継続するとともに、看護職を目指す者が希望どおり看護職に就けるよう支援していく必要があります。
また、少子化の進行に伴い看護職への志望者数の動向にも留意する必要があります。
- 医療の高度化や在宅医療の推進、介護老人保健施設などの介護保険関係サービスのニーズの増加が予想されるため、より一層、看護職員の必要職員数を確保していく必要があります。
特に、訪問看護については、地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、職員の確保及び資質の向上がますます必要とされます。
- 少子化の進行や高学歴化などの影響により新卒就業者数が減少傾向にあるため、今後、必要な看護職員数を確保していくためには、離職防止や再就業の促進等の取組をより一層実施していく必要があります。
- 今後も、この需給見通しを踏まえて各種の看護対策事業を推進していきます。
- 保健医療や医療従事者を取り巻く環境は刻々と変化するため、それに対応して、看護教育内容の向上に継続的に取り組んでいく必要があります。

- また、看護職員の資質向上策の一つとして、准看護師が看護師資格を得るための教育を推進するため、「2年課程通信制」が平成16(2004)年から制度化され、本県では、入学定員250人の養成所が1校あります。平成28(2016)年度の卒業生は270人、国家試験合格者は194人となっています。
- 4 看護職員の離職防止
- 平成 28(2016)年度に日本看護協会が実施した「2016 年病院看護実態調査」の状況では、愛知県の常勤看護職員の離職率は12.0%、新卒採用者の離職率は 5.9%となっています。
- 5 看護職員の就業支援
- ナースセンターでは、平成27(2015)年度から相談員の増員や名駅支所の開設、ハローワークとの連携強化に取り組んでおり、平成28(2016)年度の求人登録数は10,310件、求職登録者数は3,414人、就職あっせん者数は1,220人となっています。(表9-2-4)
 - 出産等のために就業先を長期間離れていた場合、必要な知識や技術に不安を感じて、再就業をためらう看護職員がいます。
 - 再就業に必要な知識や技術を習得させ就業を促進するため、看護職カムバック研修を実施しています。その受講生の就業率は平成 28(2016)年度は 47.7%でした。(表9-2-5)
- 6 看護職員の継続教育
- 看護職員の継続教育を推進するための拠点として、平成15(2003)年度から「愛知県看護研修センター」を設置し、看護教員等指導者の養成や施設内教育等の支援、再就業希望者のための実務研修などの事業を実施しています。
 - 平成28(2016)年度は、11種類の研修事業を延37回開催し、合計716 人の受講者がありました。(表9-2-6)
 - 保健医療福祉環境が変化するにつれて、看護の役割が拡大し、臨床においても質の高い看護ケアが求められているため、「救急看護」など21の特定の看護分野において、水準の高い熟練した看護技術と知識を用いて看護実践ができ、他の看護職員のケア技術向上の指導ができる『認定看護師』を育
- 2年課程通信制について、平成30(2018)年度から通信制課程の入学・入所資格である准看護師としての就業経験年数が短縮されるため、7年以上看護業務に従事している准看護師数の動向に留意していきます。
 - 常勤看護職員の離職率が全国(10.9%)と比較して高いため、離職率を低下させるための対策を行う必要があります。
 - 新人看護職員の早期離職防止や院内教育の充実を図るために新人看護職員研修や中小病院での出張研修を引き続き進めていく必要があります。
 - 求人・求職登録件数は増えているものの、求人・求職間の条件面の格差があるため、引き続きナースセンターにおいて、求人・求職間の条件面の格差などミスマッチの原因分析を行い、再就業の促進を図っていく必要があります。
 - また、定年退職後の看護職の再雇用制度の普及や労働者派遣事業者との連携なども視野に入れていく必要があります。
 - 看護職カムバック研修の受講者の確保や研修受講生の就業を促進することが課題となっています。
 - 医療の高度化、専門分化や在宅医療の多様化など保健医療をとりまく環境が変化する中で、看護職員には、より高度な専門知識及び専門技術の習得が求められており、看護職員への継続教育の充実がますます重要となります。
また、看護基礎教育を推進する上で指導的な役割を果たす看護教員リーダーを養成するために、教務主任養成講習会の平成30(2018)年度開講を目指しています。
 - 医療の高度化、専門分化に伴い、看護現場においては、特定の看護分野において、水準の高い看護を提供できる認定看護師がますます必要とされていることから、更に認定看護師の育成を目指します。

成しています。

県内では、愛知県看護協会及び愛知県立大学が、日本看護協会から認定看護師教育機関として認定を受けており、愛知県看護協会では、「脳卒中リハビリテーション看護」、「摂食・嚥下障害看護」、「訪問看護」の分野の認定看護師が、愛知県立大学では、「がん化学療法看護」、「がん性疼痛看護」の分野の認定看護師が育成されています。

- 在宅医療等の推進を図っていくためには、看護師が医師又は歯科医師の判断を待たず、手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成・確保していく必要があることから、平成27(2015)年10月より特定行為に係る看護師の研修制度が開始されました。

県内では、愛知医科大学及び藤田保健衛生大学の各大学院が厚生労働大臣から特定行為研修機関の指定を受けております。

- 県内では、特定行為研修機関が2つであり、修了者が26人（平成28(2016)年度末時点）と限られていることから、今後も特定行為研修の修了者の確保に努めます。

【今後の方策】

(1) 量的な確保

- 県立大学看護学部及び県立看護専門学校において、引き続き資質の高い看護職員の養成に努めます。
- 看護師等養成所の定期的な運営指導などにより、養成所の適正な運営の維持・向上及び新卒就業者数の確保に努めます。
- 看護技術に不安のある新人看護職員の離職を防止するため、新人看護職員研修の助成や研修体制の整わない病院（主に中小病院）等に対し、出張研修を実施します。
- 看護職員の離職防止・復職支援のため、病院内保育の充実、勤務環境の改善を支援します。
- ナースセンターにおける就業促進事業の充実に努めます。

(2) 資質の向上

- 社会的に有為な看護師を育成するため、看護師等養成所における基礎教育の充実に努めます。
- 研修体制の整わない病院等の看護職員の資質の向上に努めます。
- 認定看護師及び特定行為研修の修了者など高度な看護実践能力を有する人材の養成・確保に努めます。
- 訪問看護職員については、「訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互研修」や「新人職員の同行研修」への支援など、資質向上の支援及び職員の確保をしていきます。

(3) 普及啓発等

- 看護職への志望者数の動向に留意するとともに、看護対策の基盤として引き続き「看護の心」の普及啓発に努めます。

表9-2-1 愛知県看護職員需給見通し(平成22年12月策定)(常勤換算)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
需 要 数	69,327人	70,767人	72,072人	73,321人	74,657人
供 給 数	65,147人	67,224人	69,428人	71,734人	73,870人
充 足 率	94.0%	95.0%	96.3%	97.8%	98.9%

表9-2-2 平成28年看護業務従事者届の状況(平成28年12月末現在)(実人員)

区 分	病 院	診 療 所	介護保険 関係施設	保健所・ 市町村	訪問看護 ステーション	その他	計	前回の 状 況
看 護 師	40,391	9,492	3,220	461	2,847	1,976	58,387	54,013
准看護師	5,171	6,363	2,147	33	360	299	14,373	15,146
助産師	1,297	625	0	54	0	249	2,225	2,051
保 健 師	123	70	46	1,724	11	579	2,553	2,341
計	46,982	16,550	5,413	2,272	3,218	3,103	77,538	73,551
構 成 比	60.6%	21.3%	7.0%	2.9%	4.2%	4.0%	100.0%	—

表9-2-3 看護師等学校養成所の入学定員の推移 (人)

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
看 護 師 養 成	3,127	3,129	3,189	3,384	3,554
准 看 護 師 養 成	320	320	320	320	320
保 健 師 ・ 助 産 師 養 成	175	160	160	160	175
計	3,622	3,609	3,669	3,864	4,049

※保健師は、他に大学及び統合カリキュラムでの養成あり
助産師は、他に大学院及び大学での養成あり

表9-2-4 ナースセンターにおける求人・求職登録状況等の推移

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
求人登録数	7,792件	9,420件	8,789件	8,449件	9,492件	10,310件
求職登録者数 ①	2,231人	2,399人	2,458人	2,495人	2,701人	3,414人
就職者数 ②	678人	774人	748人	682人	853人	1,220人
就職率 ②/①	30.4%	32.3%	30.4%	27.3%	31.6%	35.7%

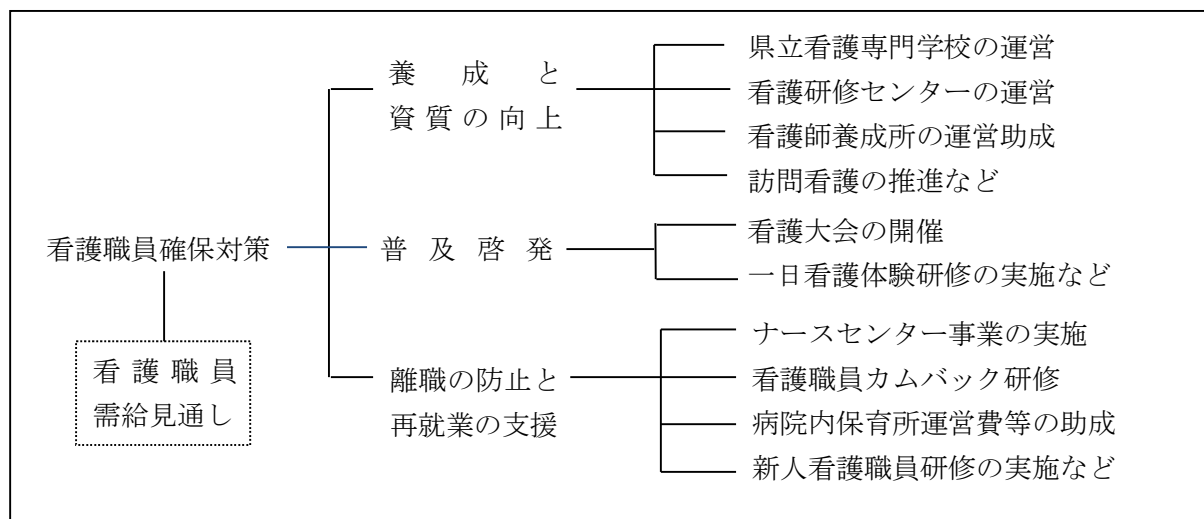
表9-2-5 看護職カムバック研修の受講状況

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
受講者数	127人	142人	196人	202人	237人
就業者数	68人	84人	101人	115人	113人
就業率	53.5%	59.2%	51.5%	56.9%	47.7%

表9-2-6 看護研修センターにおける事業実施状況

区分	28年度	
	開催状況	受講者数
看護教員養成講習会	1年×1回	29人
臨地実習指導者講習会	8週×2回	128人
臨地実習指導者講習会(特定分野)	10.日×2回	58人
看護職カムバック研修	延24回	237人
その他(7研修会)	延8回	264人
計	延37回	716人

【看護対策の体系図】



【体系図の説明】

- 看護対策を推進していく上での基本指標となるのが「看護職員需給見通し」であり、今後もこの需給見通しを踏まえて各種事業を推進していきます。
- 看護職員確保対策は大きく 3 つに分かれ、まず、「養成と資質の向上」として、資質の高い看護職員の養成や現任職員の研修事業などを実施しています。
また、「普及啓発」として、県民の看護に対する関心を高めるために、看護大会や一日看護体験研修などの事業を実施しています。
「離職の防止と再就業の支援」として、看護職の求人・求職活動への支援や新人看護職員研修及び病院内保育所への助成などを実施しています。

用語の解説

- 看護職員需給見通し
今後の看護政策の方向を検討するための基礎資料。厚生労働省の統一的な策定方針に沿って各都道府県が算定した需要数・供給数を集計したもの。
- 認定看護師
必要な教育課程を修了し、日本看護協会の認定看護師認定審査により、特定の看護分野において熟練した看護技術と知識を有することを認められた者です。特定されている認定看護分野は平成 28(2016)年 1 月現在、救急看護、皮膚・排泄ケア、集中ケア、緩和ケア、がん性疼痛看護、がん化学療法看護、感染管理、糖尿病看護、不妊症看護、新生児集中ケア、透析看護、手術看護、訪問看護、乳がん看護、摂食・嚥下障害看護、小児救急看護、認知症看護、脳卒中リハビリテーション看護、がん放射線療法看護、慢性呼吸器疾患看護、慢性心不全看護の 21 分野です。
- 特定行為研修
診療の補助であって、看護師が手順書（医師が看護師に診療補助を行わせるのに指示として作成する文書等であって、患者の病状の範囲、診療の補助の内容等をいう）により、「経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整」、「インスリンの投与量の調整」等 38 の特定行為を行う場合に、特に必要とされる「実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能」の向上のための研修です。この研修は、厚生労働大臣から指定を受けた指定研修機関において、特定行為区分ごとに受講する必要があります。

3 理学療法士、作業療法士、その他

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 理学療法士、作業療法士</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の平成28年病院報告によれば、本県の病院に勤務している理学療法士は常勤換算で3,425.8人（人口10万対45.6人、全国平均58.5人）、作業療法士は1,898.2人（人口10万対25.3人、全国平均34.6人）となっています。 ○ 県内には、平成29(2017)年4月1日現在、理学療法士の養成施設が18施設（入学定員950人）、作業療法士が13施設（入学定員480人）あります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理学療法士及び作業療法士は、人口の高齢化の進展に伴い、介護保険法等による訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業等で、今後ますます需要が多くなることから、質的、量的充実が求められます。
<p>2 歯科衛生士、歯科技工士</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度衛生行政報告例(厚生労働省)によると、平成28(2016)年末現在、本県に就業している歯科衛生士は5,675人（人口10万対75.6人、全国平均97.6人）で、このうち95.5%が病院、診療所に勤務しています。 ○ 歯科技工士は1,562人（人口10万対20.8人、全国平均27.3人）で、主な就業先は歯科技工所が80.2%、病院・歯科診療所が19.4%となっています。 ○ 県内には、平成29(2017)年4月1日現在、歯科衛生士の養成施設は10施設（入学定員562人）あります。歯科技工士の養成施設は3施設（入学定員105人）ありますが、入学定員に対する充足率が59.0%と大きく定員割れをしている状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会構造や医療ニーズの変化等に伴い、歯科衛生士の担う業務が多様化、高度化してきており、資質の向上と人材の確保が求められています。 ○ 歯科衛生士の確保のため、早期離職の防止と未就労歯科衛生士の再就労を支援する必要があります。 ○ 歯科技工士は、全国的に人手不足の傾向が続く中、人材の確保が課題となっています。
<p>3 診療放射線技師等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記以外に保健医療関係の資格制度として、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師等があります。（表 9-3-1） 	

【今後の方策】

- 医師や看護師を含めた保健医療従事者が、緊密な連携を保ち、患者に適切な医療を提供する「チーム医療」に対応できるよう、資質の高い保健医療従事者の養成を推進します。

表9-3-1 病院の従事者状況（毎年10月1日時点）

職 種	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
理学療法士	1,488.4	1,646.2	1,830.6	1,977.8	2,214.1	2,450.3	2,651.7
作業療法士	797.4	900.5	983.6	1,116.3	1,257.2	1,348.3	1,476.4
視能訓練士	146.2	158.9	180.0	197.1	206.5	214.6	230.6
言語聴覚士	299.4	352.5	382.3	427.9	500.6	531.4	595.9
義肢装具士	4.7	4.8	4.5	4.6	4.5	4.6	6.6
歯科衛生士	216.6	222.5	225.8	236.5	237.5	237.1	246.8
歯科技工士	37.0	41.0	39.0	38.0	38.0	36.4	36.2
診療放射線技師	1,751.9	1,817.8	1,850.7	1,891.2	1,918.1	1,978.7	2,046.1
診療エックス線技師	5.4	7.1	6.3	4.3	4.2	4.1	4.2
臨床検査技師	2,320.1	2,330.9	2,354.2	2,434.7	2,456.4	2,451.4	2,526.6
臨床工学技士	491.0	535.2	592.5	617.8	676.5	699	735.2
あん摩マッサージ指圧師	138.6	118.8	120.6	103.7	89.1	77.2	66.2

職 種	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	本県養成施設	
理学療法士	2,889	3,098.9	3,251.1	3,425.8	18施設	定員950人
作業療法士	1,563.7	1,690.8	1,762	1,898.2	13	480
視能訓練士	240.1	241	257.4	267.8	2	60
言語聴覚士	643.9	693.1	749	797.9	5	220
義肢装具士	4.6	6.5	5.4	4.4	1	30
歯科衛生士	257.1	272.1	289.7	299.6	10	562
歯科技工士	33.1	34.1	35.1	33.1	3	105
診療放射線技師	2,102.6	2,159.9	2,204.9	2,280.1	3	175
診療エックス線技師	4.1	3.1	3.2	3.2	-	-
臨床検査技師	2,602.7	2,613.7	2,642.8	2,705.7	-	-
臨床工学技士	797.1	849.7	909.7	958	4	210
あん摩マッサージ指圧師	63.5	52.5	52.1	47	4	116

資料：病院報告（厚生労働省） 単位：人（常勤換算）

但し、養成施設については愛知県健康福祉部調べ（平成29年4月1日現在）